

## 総務委員会会議記録

総務委員会委員長 軽石義則

- 1 日時  
令和元年7月1日（月曜日）  
午前10時開会、午後0時5分散会  
（休憩 午後0時3分～午後0時3分）
- 2 場所  
第1委員会室
- 3 出席委員  
軽石義則委員長、川村伸浩副委員長、田村誠委員、関根敏伸委員、佐藤ケイ子委員、千葉伝委員、飯澤匡委員、工藤大輔委員、樋下正信委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
小原担当書記、佐々木担当書記、藤原併任書記、橋場併任書記、浅沼併任書記
- 6 説明のために出席した者
  - (1) 秘書広報室  
高橋秘書広報室長、上和野理事兼副室長兼首席調査監、  
中里参事兼広聴広報課総括課長、小國総括調査監、安藤秘書課総括課長
  - (2) 総務部  
八重樫総務部長、千葉副部長兼総務室長、佐々木総合防災室長、  
山崎参事兼管財課総括課長、千葉法務・情報公開課長、佐藤人事課総括課長、  
村上職員育成監、小原財政課総括課長、松村行政経営推進課総括課長、  
奥寺税務課総括課長、西島防災危機管理監、栗澤防災消防課長、  
佐藤総務事務センター所長
  - (3) 政策地域部  
白水政策地域部長、佐々木理事兼 I L C 推進室長、小野副部長兼政策推進室長、  
小原参事兼市町村課総括課長、千葉参事兼調査統計課総括課長、  
小笠原地域振興室長、佐々木国際室長、箱石交通政策室長、  
古舘科学・情報政策室長、小野寺三陸防災復興プロジェクト2019推進室長、  
村上政策監、北島評価課長、鈴木調整監、工藤学事振興課総括課長、  
畠山地域振興監、植野 I L C 推進課長、渡辺特命参事兼地域交通課長、  
小笠原空港振興課長、阿部科学技術課長、酒井総括プロジェクト推進監
  - (4) 復興局  
大槻復興局長、森副局長、遠藤副局長、熊谷副局長兼震災津波伝承課総括課長、

佐々木復興推進課総括課長、山田まちづくり・産業再生課総括課長、  
佐藤生活再建課総括課長

(5) 警察本部

高石警務部長、吉田生活安全部長、玉澤参事官兼警務課長、千田参事官兼会計課長、  
佐々木参事官兼交通企画課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第1号 岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求め  
ることについて

イ 議案第2号 県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改  
正する条例

ウ 議案第3号 岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例

エ 議案第5号 岩手県県税条例等の一部を改正する条例

オ 議案第6号 過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条  
例

カ 議案第7号 地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除等に関する条  
例の一部を改正する条例

キ 議案第8号 地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を  
改正する条例

ク 議案第9号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例中  
別表第1の改正関係

ケ 議案第10号 岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する  
条例

コ 議案第21号 財産の取得に関し議決を求めることについて

(2) 請願陳情の審査

受理番号第93号 東日本大震災津波をはじめ災害からの着実な復興とふるさと振  
興の推進のための2020年度地方財政の充実・強化を求める請願

9 議事の内容

○**軽石義則委員長** ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会  
議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第1号岩手県県税条例の一部を改正する条例の専  
決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**奥寺税務課総括課長** 議案第1号の岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分

に関し承認を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その1）の1ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて御説明させていただきます。

また、本専決処分につきましては、改元前の平成31年3月29日に行っておりますことから、条例中、改元後の5月1日以降の元号による年の表示につきましても平成を用いておりますので、御了承いただければと存じます。

1の提案の趣旨についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、県税関係部分の一部が同年4月1日及び6月1日から施行されたことに伴い、岩手県県税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したため、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

次に、2の条例の内容についてであります。まず（1）の県民税関係につきましては、都道府県または市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、特例控除額の控除対象となる寄附金を特例控除対象寄附金としたものです。

次に、（2）の不動産取得税関係については、サービス付き高齢者向け住宅及び当該住宅の敷地の取得に対する特例措置等の適用期限を延長したものです。

次に、（3）の自動車取得税関係については、環境への負荷の少ない自動車の取得に係る税率の特例や、環境への負荷の少ない中古自動車の取得に係る課税標準の特例措置について軽減対象を見直した上、その適用期限を平成31年9月30日まで延長したものです。そのほか一定の乗用車、バスまたはトラックに関する課税標準の特例措置などにつきまして、その適用期限を平成31年9月30日まで延長したものです。

次に、（5）の狩猟税関係については、市町村の非常勤職員として有害鳥獣捕獲に従事する対象鳥獣捕獲員及び有害鳥獣捕獲等の事業を実施する認定鳥獣捕獲等事業者の従業者に係る課税免除措置並びに鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止等の目的で、許可捕獲を実施する者に係る税率の特例措置を延長したものです。

次に、（6）のその他については、地方税法等の一部改正に伴い、所要の整備をしたものです。

最後に、3の施行期日等についてであります。平成31年4月1日から施行したこと及び所要の経過措置を講じたものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**佐藤ケイ子委員** ふるさと納税関係について、少し現状をお知らせいただければと思うのですが、先日の本会議で斉藤信議員が質問しておりまして、ふるさと岩手応援寄付の関係については答弁がございましたが、これは県だけではなく、各市町村にも影響することですので、県内の動向について把握されていければ伺いたいです。ふるさと納税によって税収増になるのが普通かなと思うのですが、東京都のある区などは結局 30

億円以上も税収減になったというようなことなどがあって、地方によっては地域の新たな産業を興すという意味で、非常に大きな効果があったと思うところ、また逆に大都市では住民としての納税、課税、負担というのが少し負担軽減になったり、矛盾したりしているのではないかというようなことなど、さまざまな効果と矛盾が出ていると思っています。

それでお聞きしたいのは、県と市町村の動向の中で、差し引きして税収がマイナスになっている自治体はあるのかなのか。それから、前は寄附額に対し50%くらいの返礼品を出したりしていたところもあるのですけれども、国からの指導で30%ぐらいの返礼品にかえるようにということで、かなりのところで指導があったと伺っているのですが、それに県はどのように対応したのか。あと県内市町村のふるさと納税で、特に効果があったところはどのような自治体なのかということがわかれば、お知らせをいただければと思います。

**○小原参事兼市町村課総括課長** まず、33市町村のふるさと納税のプラス、マイナスのところにつきましては、今手元に詳しい資料がございませんので、こちらのほうは追ってお知らせしたいと思います。

ふるさと納税については、余りに過度な返礼品等いろいろ問題になりまして、このたび新たな制度になりまして申請等が行われましたが、適正でないところ、ちょっと問題があるところは許可期間が4カ月、それ以外のところは1年4カ月ということで、今回制度が始まりましたけれども、本県につきましては、全て適正と認められましたので1年4カ月の期間でスタートしております。

前の制度では、返礼品について、ほかの地域の地場産品ではないかという物議が醸されたりしたところもございましたので、そういうところは各市町村それぞれ全部見直していただいて、そういう過度なものにならないようにとか、あとは他の市町村の産品ではないかと疑われるところはそれぞれ是正して、新たな制度を運用しているものと理解しております。

**○佐藤ケイ子委員** 特に通告していなかったのですけれども、差し引きで、納税していただいて返礼品を出すと。寄附額は大分落ち込んだと思っているのですけれども、県も落ちていきますし、それから市町村も落ちてはいますが、返礼品の額も下がったので、差し引きすれば県も市町村もプラスになっているのではないかと思いますので、改正前と改正後ではどういうふうな動向になるのかわかりますでしょうか。

**○小原参事兼市町村課総括課長** 改正前と改正後でございますが、改正後につきましては、まだ制度が始まったばかりなので、新たな制度について数値は持っておりませんが、前の制度では、高いところだと、ちょっと詳しい数字がないのですけれども、寄附額に対し70%と、かなり高い返礼品の割合のところもございましたので、そこについては返礼品を用意する率は、ふるさと納税の額が下がっても、そちらの原価も下がりますので、手元に残る額としてはそんなに変わらないのかなと期待しているところでございます。

**○軽石義則委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○軽石義則委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を承認することに決定いたしました。

次に、議案第2号県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小原参事兼市町村課総括課長** 議案第2号県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案(その1)の67ページをお開き願います。内容につきましては、便宜、お手元にお配りしております条例案の概要により説明申し上げます。

まず、1、改正の趣旨でございますが、公職選挙法が一部改正され、施行日である令和元年6月1日以降、国政選挙及び都道府県知事選挙において、候補者が選挙管理委員会に提出する選挙公報の掲載文を、従来の紙の原稿用紙のほか、電磁的記録、いわゆる電子データにより提出できることとされました。このことから、公職選挙法の規定に準じて定めている県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例について所要の整備をしようとするものでございます。

次に、2、条例案の内容でございますが、選挙公報の掲載文の提出方法の見直しに伴い、掲載文の品位保持の規定について所要の整備をしようとするものです。具体的には、条例第3条第2項で使用している記載という文言について、改正法との整合性を図るため、記録の文言を追加するものでございます。

ここで選挙公報について補足説明させていただきます。県議会議員の選挙における選挙公報は、条例の規定により、県選挙管理委員会が選挙ごとに1回発行するものとされております。また、選挙公報への掲載の申請手続は、別途岩手県選挙等執行規程に定められていることから、掲載文を電子データで提出できるようにするために所要の改正を行い、施行期日は7月2日としております。

なお、候補者が選挙公報への掲載を受けようとするときに提出する申請書は、これまでどおり紙媒体で提出していただくことになっており、電子データで提出できることとなるのは選挙公報の掲載文、いわゆる原稿となっているものです。

次に、3の施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行することとしております。これにより、本年9月に予定されております次回の県議会議員の一般選挙から適用されることとなります。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第3号岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**佐藤人事課総括課長** 議案第3号岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その1）の68ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案第3号条例案の概要により説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨についてであります。国際リニアコライダーの建設実現に向けまして、文部科学省を初めとする関係省庁や大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構、KEKなどの関係機関との調整が今後さらに増加していく見込みでありますことから、これに適切かつ機動的に対応していくため、専担の局を設置し、県として組織体制を整備し、一層の部局間連携を進めようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。第1条においてILC推進局を部局等に位置づけるとともに、第2条においてILC推進局の分掌事務として国際リニアコライダーの建設の実現に係る総合的な企画及び調整並びに施策の推進に関する事項を規定するものであります。

最後に、3の施行期日についてであります。令和元年8月1日から施行しようとするものであります。

なお、ILC推進局を構成する課等につきましては、1に記載のとおりでございますが、その名称等につきましては条例を可決いただきました後に規則において定めることとしているものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**千葉伝委員** 新たな局を設置すると、いわゆるILCを推進するための新たな設置ということでもあります。これまでILC推進室を通じて、県内はもちろん国、首相官邸等に対して、いろいろと推進していただいていることは、当然一緒にやっていくということで、今度改めて局をつくるという意気込みは了とします。

お聞きしたいのは、これまでの I L C 推進室は現行では何人体制であって、新たな局になったときは、表に兼務とか、いろいろあるのですが、兼務が何人ぐらいで、それから専任が何人ぐらい、局のトータルとすれば何人ぐらいになる予定なのでしょうか。

○佐藤人事課総括課長 現状の I L C 推進室の体制でございますけれども、こちらにつきましては兼任の職員あるいは市町村から派遣されている職員等も含めてまして、合計しますと現在 21 名の体制となっております。

今回御提案申し上げております I L C 推進局を部局に移行することによる、その体制でございますけれども、専任と兼任を含めまして 50 名程度の体制にふやす方向で今検討を進めている状況でございます。

それから、局の設置後の専任部分の体制につきましては、先週の本会議等におきましても総務部長から答弁申し上げておりますところで、現在調整中ではございますけれども、限られた人員の中で体制を組んでいくということで、やはり喫緊に体制強化が必要な業務に対して増員を図る方向で今検討を進めている状況でございます。例えば現地企業の強化の観点から、総括課長級の I L C 推進監を県南広域振興局に駐在で配置する、それから関係省庁との連携を強化していく、調整を円滑に進めていくという観点でのそういった業務を担う職員など数名程度の増員を図る方向で今検討している状況でございます。

○千葉伝委員 これまでの室の場合も、今答弁いただいた中では、県職員のみならず関係の市町村からも派遣というか、一緒に活動してきているということで、これからはトータルとして 50 人体制とのことですが、これからますます現地に関する市町村との連携をきちんとやっていく必要があると思います。そういった意味では、これまで以上にその体制というか、進め方を強力にすべきではないかと思うのですが、そこが一つです。

もう一つ、ここの職の中に首席 I L C 推進監、今もあるわけですが、今度は首席 I L C 推進監と I L C 推進監になるようですが、違いはどういうことになりますか。

○佐藤人事課総括課長 今回政府の見解表明を受けまして、現地機能の体制強化は非常に重要になってくると認識しておりまして、先ほど申し上げたとおり、総括課長級の職員を現地に駐在させることによりまして、こういった現地での受け入れ態勢の整備ですとか、あるいは住民の理解促進といった業務を引き続き強力に推進していく必要があると考えております。

それから、首席 I L C 推進監と今回県南広域振興局に新設で配置します I L C 推進監との違いでございますが、現在の首席 I L C 推進監につきましては県南広域振興局の副局長が兼任で配置されているものでございます。この首席 I L C 推進監のもとに、今回県南広域振興局に総括課長級の I L C 推進監を配置しまして、先ほど申し上げた業務につきまして一体的に推進していこうと考えております。

○千葉伝委員 いずれ国際リニアコアライダーの建設実現を確実にすることが目的なわけなので、関係市町村はもちろんですが、団体等も含めてしっかりと連携して、国に対してと、私ら議会でも一緒に頑張ると、こういうことになろうと思いますので、よろしくお願い致します。

○**白水政策地域部長** 今御指摘いただきましたこと、本当に全て大事なことだと思っております。特に市町村を含めた関係団体との連携をしっかりと、引き続き頑張ってもらいたいと思います。

先週の本会議でも御質問いただきまして、私からもお話しさせていただきましたけれども、今年は特にマスタープラン2020に向けて、そこにいかに乗っていくかというのが非常に大事な局面になってきます。

それから、KEKを初めとした国際ワーキンググループもできましたし、あるいは国のレベルの議論も始まっております。いずれにしても、そういう動向もしっかりと把握して、実現に向けて最終段階という意気込みで頑張ってもらいたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**飯澤匡委員** まず、今回の移行については、県議会からの要望といたしますか、それもある程度対応していただいたものと思うのです。私は、かねてから東京事務所などにも駐在員を早くから入れて、KEKや政府との情報収集をしっかりとるべきだと提案した経緯もありますので、土壇場に来て3月の政府の意向を受けて動かざるを得なかったというのは仕方のないことですので、しっかりとやっていただきたいと思います。

そこで、今の組織を強化する背景、本会議でも質疑の中にありましたが、一つは特にヨーロッパとの政府間交渉、そして国内では日本学術会議のマスタープランに入れ込んでもらうと、これが大きなすべきことといたしますか、これをクリアしていかないと前に進んでいかないと。ヨーロッパの次の地域計画についても同時並行的に行っているわけで、そこで質疑の中では随分学術会議の動向について重きを置いていると思っておりますけれども、私の見解は全く違って、3月7日以降に政府間で、先ほど政策地域部長からも答弁があったようにKEKの中にワーキンググループもつくって、既にもう具体的に進んでいると。そうした中でスケジュール感として、国際協議のほうが大分進んでいく中で、マスタープランに大きく影響するのではないかというのが私の考え方です。そうした整理をILC推進室ではどのようにされて、この強化においてどこの部分で岩手県として入り込んでいくかと、その戦略といたしますか、基本の考え方について、今後の動向も含めて非常に微妙なバランスの中で動いていると思っておりますので、そこら辺をどういう方針でいこうとしているのかお知らせください。

○**植野ILC推進課長** ただいま二つの質問をお受けいたしました。一つに、マスタープラン以外の国際的な議論の進捗状況、マスタープランと関連することが1点、それからそれらを踏まえて県としてどのようなところを強化していくのかという御質問でございました。

まず、1点目でございますが、一般質問等でもありましたが、まずは国内的にはマスタープランの議論が先行して進んでおりますが、今委員の御質問にありまして、国際的な議論が重要かと認識しております。一つには、報道にもありましたが、KEKがリードしまして、今国際間のワーキンググループが5月17日に立ち上がりまして、その報告が9月にまとまるような状況になっております。



もう一つは、政府間の議論の中で、日本と欧州、具体的にはドイツとフランスとのディスカッショングループが今月にも設置される見込みと聞いております。それらの議論が秋口まで進む中で、そういった国際的な取り決めとか合意のような部分も、国内のマスタープランの議論に反映されていくことで、まさに国内と海外の議論が並行して進むということで、どちらの議論も我々としても注視していきたいと考えております。

それから、県の取り組みでございますけれども、マスタープランにつきましてはやはり科学者、研究者が一義的には対応するわけなのですが、より北上サイトに特定したようなさまざまな地質調査でありますとか、地元の情報というものが要望として出てくると思いますので、そういったものについては即座に対応していきたいと思っておりますし、先ほど委員のお話にありましたとおり、今回の強化によりまして、東京事務所に職員等も配置いたしまして、それらとの連携も深めて進めてまいりたいと考えております。

**○飯澤匡委員** そこで、知事も質問に答える形で答弁していましたが、いわゆる骨太の方針 2019 について、それと思われる、I L C というふうにはっきりと明記はされませんでした。そうではないかなと思われる項目と申しますか、それが文章で示された。ただ、見方によっては、学術会議の部分が、欄外の中に議論を経てという部分が明記されているので、やはり内閣府が自信を持って押し出しているというような状況にはまだなっていないのかなと、かなり悲観的といいますか、余り楽観的ではない話ですけれども、そういうことを踏まえると、これから文部科学省や内閣府とのいろいろな折衝なども非常に大事になると思います。きょうも説明あると思っておりますけれども、県としてこの地域としてどういうふうにやっていくかということをしっかりすり込んで同時並行的にやっていかなければならない。これは非常に難しい作業だと思うのです。はっきりと政治的には、なかなか県知事が堂々と言っていけるような状況にはないわけですから、これは事実なので、そこをどうやってフォローアップしていくかということですね。大変骨の折れることだと思うのですが、その辺についての方針をお知らせ願います。

**○植野 I L C 推進課長** 今後の国への働きかけの対策でございますけれども、今委員御紹介ありましたとおり、先月 21 日に閣議決定されました骨太の方針 2019 に、世界の学術フロンティア等を先導する国際的なものを含む大型研究施設の戦略的推進ということで、文言が初めて入れられたところでございます。これにつきましては、3 月 7 日の政府の関心表明を受けて、いよいよ次のステージに移ったと思っております。

それで、今後の国への働きかけでございますけれども、3 月 7 日以降、関係省庁の取り組みが広がってきております。先般、6 月 12 日に I L C の要望活動を行ったのですが、今までですと政府与党、それから文部科学省への要望が中心だったのですが、内閣府でありますとか、復興庁、国土交通省にも要望活動を行っております。今後は I L C を国全体で取り組むということが大事でございますので、文部科学省へのルートだけではなく、関係省庁への働きかけも広めていまして、より I L C の実現に向けた取り組みを強化してまいりたいと考えております。

**○飯澤匡委員** 大変大事なところなので、そこは戦略性を持ってしっかりやっていただき

たいというのと、それから今日まで本県にもいろいろな要人の方がいらしたときも、佐々木理事がみずからアテンドしたり、大平理事がアテンドしたり、そこら辺の役割分担が、非常に負荷が一部のところにかかっていることは、今回強化されることによってそこら辺も非常に集中できるのではないかなという期待感もあります。

本来、秘書広報室あたりが意を酌んでやるべきだとかねがね思っていました。やはりトップマネジメントを支えるというのだったら、そういうところまでしっかり役割分担をやるべきだと思っていました。

いずれ組織が強化されるのはよろしいことなのですが、目的と戦略性を持ってやっていくことが非常に重要なので、そこは組織がどのような体制になるかというのはまだ固まっていないようですから、よろしくお願ひしたい。

それからもう一つ、県南広域振興局を強化するというお話ですけれども、実際問題、一関市は宮城の県北とも非常に連携を強めて、宮城県との一体感を持って進んでいかなければならない。これはやはり東北大学があったり、それから地域として岩手県の県境を越えてやっていかなければならない。そこら辺の考え方といいますか、ただ単に出先機関の県南広域振興局に置くということではなくて、これから将来の地域のグランドデザインを考える意味でも、もう少しその辺も踏み込んでいったらいいのではないかと思うのですけれども、その点についてはいかがですか。

**○植野 I L C 推進課長** 県南広域振興局の強化に伴う、東北、宮城県北との連携でございますけれども、委員、今御質問にありましたとおり、県境、宮城県北部との連携が大変重要でございます。研究者が3,000人ぐらい定住しますと、岩手だけではなく宮城県北にもある一定程度の研究者がお住まいになられると思いますので、そういった地元の受け入れ環境整備でございますとか、あと地元推進団体との、岩手、宮城相互の連携が重要になってくることから、今回県南広域振興局に I L C 推進監が置かれますので、既存の県境の連絡会議等でも話題にさせていただいて、より一層、東北全体で連携を進めてまいりたいと考えております。

**○飯澤匡委員** その点は、まだまだ足りないところがあると思っておりますので、今回を機に、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

いずれにいたしましても、まだまだ越えるべきハードルは高いものがあって、岩手県、宮城県、東北全体で I L C についてどのような基本構想で、今まで推進協議会なども中心にやってきましたけれども、より一層角度を深めてやっていかなければならないと思っております。

もう一つ、最後に、計画の全貌が明らかになっていく過程で、リスクに関する懸念というのが、ある市民団体等で、最近は何も活動が見えないのですけれども、ただこれはこれで対応していかなければならない。これは I L C が決定してからも、建設段階に入ったときにいろいろな環境に負荷がかかっていく。その中でしっかりとした情報公開、それから安全対策、これは県の仕事だと思うのです。県がしっかりそういう場面も設定をして、住民との正しい共通認識を図っていくことが大事だと思うのですが、今後の方針についてお伺

いします。

○植野 I L C 推進課長 I L C の実現に伴うリスクに対する懸念の地域住民への説明でございますけれども、これまでも本年 3 月に I L C 開設セミナーを地元の一関市で開催させていただきました。その後も御懸念される住民の方からは、たびたび御質問等を受けておりますけれども、それらの質問につきましても全てお答えして、それらの回答をホームページ上で公開させていただいております。既に質問数は 100 件以上を数えておまして、全て丁寧にお答えして、それらの今後の対応というものを進めております。

今後につきましても、I L C の実現に向けまして、安全対策を含め、さまざまな御懸念が出てくると思いますので、定期的に開設の地域説明会を開催したりとか、あるいは住民周知用のパンフレットとか、そういったものも作成しながら、適時、適宜、定期的に提供してまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 最後、佐々木 I L C 推進室長にお伺いします。これは地元ではもう藤原文化以来の 1,000 年の時を超えた東北に光が当たるプロジェクトだと言っています。これだけの今まで環境整備をしていただいた、また先鞭をつけていただいた椎名先生を初め研究者の方々、こうした蓄積の中にあるわけですから、こうしたことを絶対逃がさないと、それにはしっかりとした組み立てと戦略性を持ってやらなければならない、これは何度もさっきから言っていますけれども、今回の I L C 推進局となった場合に、この強化の体制、決意といいますか、その辺を最後に聞いて終わります。

○佐々木理事兼 I L C 推進室長 現在国際的な協議の加速的な進展に向けた地元としての必要な対応、それから国内における国家プロジェクトに向けた関係省庁との関係構築、こういったものが並行して進む中で、地元として、まさにどういった新しい岩手を築いていくか、描いていくか、委員おっしゃるとおり、まさに 1,000 年プロジェクトのような歴史を変える大きなものだと、同じような認識のもとに取り組ませていただいております。

国外においても国内においても、いろいろ説明をするに当たって、やはり地元として強い考え方と、その考えを具体化する地元の取り組み、そういったものが年次を追うごとに準備がどんどん進んできております。そういったものもしっかり訴えながら、関係するところに I L C 実現に向け働きかけ、関係者と一緒になって、県議会の皆さんも一緒になって I L C の実現に向かっていければと思っています。

○軽石義則委員長 そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第5号岩手県県税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**奥寺税務課総括課長** 議案第5号の岩手県県税条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案(その1)の70ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております岩手県県税条例等の一部を改正する条例案の概要により説明させていただきます。

また、岩手県県税条例につきましては、従来より引用している地方税法の規定と同様の内容となるよう改正しており、現時点でまだ地方税法において改元に伴う整備が行われていないことから、今後地方税法において改元に伴う整備が行われた際にあわせて整備を行うこととし、議案における条文では本条例の施行期日等を定める附則を除き、平成を用いております。お手元の資料では、説明の便宜上、令和を用いておりますが、御了承いただければと存じます。

1の改正の趣旨についてであります。地方税法の一部改正に伴い、個人の県民税の均等割及び所得割の非課税の範囲を拡大し、並びに法人の事業税の所得割及び収入割の税率並びに自家用の乗用車等の種別割の税率を引き下げる等、所要の改正をしようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。まず(1)の第1条関係のアの県民税関係については、令和3年度分以後の各年度分の個人の県民税の均等割及び所得割について、非課税の対象に前年の合計所得金額が135万円以下の単身児童扶養者を加えるものです。

次に、イの事業税関係については、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の創設に伴い、法人の事業税の所得割及び収入割の税率を引き下げるものです。

次に、ウの自動車税関係の(ア)、種別割のaについては、令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用の乗用車等に対して課する種別割の税率を引き下げるものです。なお、令和元年9月30日までに初回の新規登録を受けた自家用の自動車に対して課する種別割は、今までの自動車税と同じ税率にするものです。

(ア)、種別割のbにつきましては、身体障害者等に対する課税免除について、種別割の税率の引き下げにより上限額を見直すものです。

次に、(イ)、環境性能割のaについては、環境性能割の税率の適用区分を改めるものです。

(イ)、環境性能割のbについては、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの期間に取得された自家用の乗用車に対して課する環境性能割の税率の特例措置を講ずるものです。

次に、エのその他については、地方税法の一部改正に伴い、所要の整備をするものです。

次に、(2)の第2条関係、(3)の第3条関係については、それぞれ過去に改正した岩手県県税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

最後に、3の施行期日等についてであります。 (1)、アからカまでの区分に応じ、それぞれに掲げる日から施行し、(2)として所要の経過措置を講ずるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第6号過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**奥寺税務課総括課長** 議案第6号の過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案(その1)の154ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案の概要により御説明させていただきます。

また、本県では、国の取り扱いに準じ、原則として改元のみを理由とした条例の改正は行わず、他の理由で条例の改正が必要となった際に、あわせて改元に伴う整備を行うこととしております。本議案及び議案第7号については、期間の延長の改正、議案第8号については条例で引用している条文を整備する改正にあわせて、元号による年の標記を令和としております。

1の改正の趣旨及び2の条例案の内容についてであります。過疎地域内において県税の課税免除の対象となる製造の事業等の用に供する設備の新設または増設の期限を令和3年3月31日まで延長しようとするものです。

3の施行期日等についてであります。公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用しようとするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第7号地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**奥寺税務課総括課長** 議案第7号の地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その1）の156ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案の概要により御説明させていただきます。

1の改正の趣旨及び2の条例案の内容についてであります。現在、平成31年3月31日までに主務大臣が同意した地域経済牽引事業のための施設の設置に係る基本計画により取得した不動産について課税免除の適用対象としておりますが、適用対象となる基本計画の同意の日の期限を令和3年3月31日まで延長しようとするものです。

3の施行期日等についてであります。公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第8号地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**奥寺税務課総括課長** 議案第8号の地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案(その1)の157ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております、地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例案の概要により御説明させていただきます。

1の改正の趣旨及び2の条例案の内容についてであります。租税特別措置法の一部改正及び元号を定める政令の施行に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

3の施行期日についてであります。公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第9号岩手県手数料条例の一部を改正する条例中、当総務委員会に付託された別表第1の改正関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**栗澤防災消防課長** 議案第9号の岩手県手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案(その1)の159ページからとなりますが、総務事務関係手数料の記載は161ページの中ほど、別表第1以降となります。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております岩手県手数料条例の一部を改正する条例案の概要により御説明させていただきます。

1の改正の趣旨についてであります。地方公共団体の手数料の標準に関する政令において、全国的に統一すべき手数料の額等を定めているところであります。この政令の一部改正に伴い、条例で定める手数料の額を改定しようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。消防法や火薬類取締法などの規定に基づく手数料24件の額について、政令の改正に合わせ、記載のとおり金額に増額しようとするものであります。

最後に、3の施行期日についてであります。政令は令和元年10月1日に施行されるこ

とから、条例においても同日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第10号岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**吉田生活安全部長** 議案第10号岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案（その1）の167ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、お手元に配付しております議案第10号関係の資料に沿って説明をさせていただきます。

初めに、1の改正の趣旨であります。特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料など、7件の手数料につきまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する手数料の額の標準が引き上げられますことから、増額しようとするものであります。

次に、2の条例案の内容であります。条例別表1、別表6及び別表第9に掲げる手数料のうち、7件の手数料について、それぞれ100円ないし1,000円の増額をしようとするものであります。

3の施行期日につきましては、令和元年10月1日とするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 21 号財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**古舘科学・情報政策室長** 議案第 21 号財産の取得に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案（その 1）の 182 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております資料に基づき御説明申し上げます。

この議案は、財産の取得に関しまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、取得しようとする財産につきまして御説明申し上げます。この財産を取得する目的につきましては、行政情報の処理の用に供するためであり、3 の取得する財産の記載のとおり、種別は備品でございます。名称及び数量は、職員ひとり一台端末及び総合 OA 端末として利用するパーソナルコンピュータ及びディスプレイ、2,565 台で、取得予定価格は 1 億 5,510 万円となっております。

4 の契約方法等についてであります。契約方法は一般競争入札で、納入期限は令和元年 10 月 31 日とし、契約の相手方は 3 者による応札の結果、株式会社リードコナンから取得しようとするものであります。

5 の取得方法は、買い入れであります。

6 の取得する理由であります。職員が業務で使用している職員ひとり一台端末及び総合 OA 端末について、この端末のオペレーティングシステムはウィンドウズ 7 でありますが、メーカーのサポート期限が令和 2 年 1 月に満了し、これ以降セキュリティ保護を講ずるための修正プログラムの無償提供が行われないことから、解消できない脆弱性を狙った不正アクセス、コンピュータウイルスによる情報漏えい等の事故を未然に防止するため、平成 28 年度から令和元年度までの間、段階的に更新しようとするものであり、今回はその最終年度の取得であります。取得するパーソナルコンピュータ及びディスプレイの仕様については、資料 2 ページに記載しております。

今回の調達の手続きは、株式会社リードコナンにおいて、端末本体についてはレノボ製、ディスプレイについてはアイ・オー・データ製のものを調達する予定としております。

資料 3 ページから 4 ページについては、入札公告において使用しました調達仕様書、資料 5 ページには入札結果説明書、資料 6 ページには入札経緯書を参考としてお配りしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第93号東日本大震災津波をはじめ災害からの着実な復興とふるさと振興の推進のための2020年度地方財政の充実・強化を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○**小原財政課総括課長** 本請願につきまして、お手元にお配りしております資料により御説明をさせていただきます。

請願の内容が複数部局の所管にまたがっておりますことから、私からは総務部、政策地域部の所管分、請願項目の2以外の項目につきまして説明した後、復興局から請願項目の2につきまして御説明をいたします。

まず、請願項目1の社会保障予算の確保等についてでございます。資料1ページでございますけれども、(1)のとおり、近年高齢化等に伴い、関係予算は増加を続けております。

(2)は、幼児教育の無償化についてでございます。県は費用の4分の1を負担し、本年10月からの消費税率引き上げに伴う増収分を活用するものですが、増収額が所要額に満たない場合は、地方交付税の増により対応することとされているものでございます。なお、本年度分につきましては増収分がわずかであることから、地方負担分を措置する臨時交付金が創設され、全額国費による対応とされているところでございます。

(3)は、6月11日に実施いたしました本県の政府予算提言・要望でございます。社会保障関係費の増等を踏まえ、地方一般財源総額を引き続き確保することについて要望しております。

次の2の復興事業費総額の確保につきましては、後ほど復興局から御説明をさせていただきます。

一つ進んでいただきまして、4ページ目をお開き願います。3の緊急防災・減災事業の拡充と期間の確保についてでございますが、緊急防災・減災事業は、東日本大震災津波の教訓を踏まえ、全国的に緊急に実施する必要がある事業に対し、地方債を通じた財政措置がされているものでございまして、2度の延長を経て令和2年度まで事業期間とされているところでございます。

主な事業といたしましては(2)のとおりでございまして、地域防災センター等の大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備や、公共施設等の耐震化などで、財

政措置につきましては地方債の充当率 100%、交付税措置率 70%とされているところでございます。

続きまして、4の地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化についてでございます。5ページ目をお開き願います。段階補正についてでございますが、普通交付税の算定におきましては、人口や世帯数などが基礎数値として用いられておりますが、地方公共団体はその人口等の規模にかかわらず一定の組織を持つ必要があることなどから、規模が小さくなるほど1人当たりの行政コスト等が割高になり、大きくなるほど割安になる傾向がございます。このコスト差を反映するため、人口や世帯数に応じて算定に用いる需要額を補正することとしておりまして、これを段階補正と呼んでいるものでございます。社会福祉費等多くの費目で段階補正が設けられているものでございます。

最近の段階補正の見直し状況でございますが、この表の下から2番目のところでございますけれども、平成14年度から平成16年度にかけて段階補正の割増率をより効率的な財政運営を行っているところに合わせて圧縮する改正が行われましたが、平成22年度は小規模市町村等への配慮から、一定程度の復元が行われているものでございます。

6ページをお開き願います。(2)の地方交付税の法定率につきましては、地方交付税の原資は国税の一定割合と地方法人税の100%とされており、地方交付税法に地方全体で財源不足が生じた場合は法定率を変更することと定められておりますが、近年は財源不足に対しまして臨時財政対策債による財源手当てが恒常化している状況にございまして、県といたしましても安定的な財政運営のため、法定率の引き上げを提言しているところでございます。

7ページをお開き願います。(3)の人口急減補正等についてでございますが、地方交付税におきましては、人口が急速に減少した場合であっても、直ちに行政経費を減らすことが困難であることを踏まえ、普通交付税の算定に当たり、国勢調査人口を測定単位としている費目につきまして、ここの図にイメージが描いてありますけれども、5年にわたり激変緩和が講じられる仕組みとなっているところでございます。

また、その図の下側のポツをごらんいただきますと、東日本大震災津波に伴う津波被災団体等につきましては、人口減少率の上限を10%にするなどのさらなる特例措置が講じられているところでございます。

8ページをお開き願います。5の森林環境譲与税の譲与基準についてでございます。

(1)、森林環境税及び森林環境譲与税は、この3月に制度創設されたもので、賦課徴収は令和6年度からとされておりますが、これに先立ち、今年度から都道府県、市町村に対する譲与が行われるものでございます。市町村においては間伐等の費用、都道府県においては市町村の森林整備に対する支援等に関する費用に充てることとされているものでございます。

(2)は、都道府県、市町村に対する譲与額等についてでございますが、制度開始時の200億円から、令和15年度には600億円となる見込みでございます。

(3)は、譲与基準でございますが、都道府県に対する譲与総額の10分の5を私有林人

工林の面積を合算した面積により、10分の2を林業就業者数により、10分の3を人口により、それぞれ按分し、算定することとされております。

(4)は、本県への譲与額の試算でございます。今年度は、県分といたしまして約1.2億円、市町村分としては約4.9億円、譲与額が平年度化される令和15年度は、県分約1.8億円、市町村分約16.5億円と見込んでいるところでございます。

9ページをお開き願います。6の地方公共団体の基金残高の地方財政計画及び地方交付税への反映についてでございます。6月21日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2019、いわゆる骨太の方針の抜粋でございますけれども、ここ数年、経済財政諮問会議におきまして、地方自治体の基金の増加と、それをもって地方財政に余裕が生じているかのような指摘があったこともございまして、基金の増減理由等について自治体みずからが分析、公表することを求められているところでございます。基金は、みずからの歳出削減努力のもとで必要な財政需要に備えて積み立てているものでございますが、引き続き基金の増減等に係る説明責任を果たしてまいりたいと考えているところでございます。

続いて、7の会計年度任用職員についてでございます。(1)、会計年度任用職員制度の概要についてでございますが、来年4月から一般職の非常勤職員である会計年度任用職員が新たに創設され、導入されることとなっているところでございます。

(2)、制度導入に当たって留意すべき事項といたしましては、国から制度導入後も地方公共団体の運営は、任期の定めのない常勤職員を中心とする原則を維持すべき、各地方公共団体の対応を調査の上、地方財政措置を検討するといった説明があったところでございます。

(3)、本県の対応については、会計年度任用職員の勤務条件を定めるための会計年度任用職員の給与等に関する条例及び地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、さきの2月議会で可決をいただき、来年4月1日に施行することとしているところでございます。

また、国に対しましては6月の政府予算提言・要望におきまして、期末手当の支給など、財政需要の増加に対応するため、地方財政措置が講じられるよう要望しているところでございまして、引き続き必要な財源措置が図られるよう求めてまいります。

以上で総務部、政策地域部所管の説明を終わります。引き続き、復興局から説明いたします。

○佐々木復興推進課総括課長 続きます。受理番号第93号のうち復興局分、請願項目二つ目の復興事業費総額の確保につきまして御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料お戻りいただきまして、2ページをごらんいただきたいと思います。経済財政運営と改革の基本方針2019におきましては、2の(1)の概要のとおり、復興・創生期間後の適切な対応を図るため、年内にその基本方針を定めるとともに、復興庁の後継組織として復興庁と同じような司令塔として各省庁の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップのもとで東日本大震災からの復興をなし遂げるための組織を置くこととされておりますほか、復興期間10年間で合計32兆円程度を見込んでおります復興事業費によりま

して、確実に復興を進めることとされているところでございます。

なお、復興財源フレームにつきましては、箱囲いの下の部分の参考のとおりでございます。平成 27 年 6 月の国の復興推進会議によりまして、平成 28 年度から平成 32 年度、令和 2 年度になりますが、までに必要となる国費 6.5 兆円を含みます復興期間 10 年間の復興財源として 32 兆円程度が確保され、本県や県内市町村が必要と見込んでおりました国費はおおむね確保されているところでございます。

資料の 3 ページをお開き願いたいと思います。先ほど御説明いたしました経済財政運営と改革の基本方針 2019 に先立ちまして、平成 31 年 3 月 8 日に閣議決定されました復興・創生期間における東日本大震災からの復興の基本方針の見直しにおきましては、(2)の概要のとおり、復興・創生期間後も一定期間対応することが必要な課題について適切に対応することや、復興庁と同じような司令塔となる組織を置くということとされた一方で、復興を支える仕組みや後継組織の具体的なあり方は今後検討することとされたところでございます。

また、6 月 11 日に実施いたしました本県の政府予算提言・要望につきましては、(3)のとおり、1、復興の確実な推進に必要な予算の確保といたしまして、国に対し平成 27 年 6 月に決定されました平成 28 年度以降の復旧・復興事業についてに基づきまして、復興に必要な予算が確実に措置されるよう要望するとともに、3、復興の実態に応じた取組の継続といたしまして、国の基本方針の見直しに基づく復興・創生期間後における復興を支える仕組み、それから復興庁の後継組織のあり方の検討に当たりまして、復興施策の進捗状況、被災地の意見等を十分に踏まえ、当該期間終了後におきましても必要な事業及び制度を継続するとともに、その推進体制の整備を図るよう要望しているところでございます。

以上で参考説明を終わります。

○**軽石義則委員長** 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、本定例会に委員会発議としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認め、さよう決定します。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○**軽石義則委員長** ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思っております。

これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定しました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○**小原参事兼市町村課総括課長** 先ほど佐藤ケイ子委員からの御質問に答弁していない部分がありましたので、答弁いたします。

まず、ふるさと納税の寄附受入額と住民税から控除された額との差額についてでございますが、県内市町村におけるふるさと納税の寄附受入額と県内市町村から他団体へのふるさと納税により住民税から控除された額との差額の試算については、平成30年度実績はまだ取りまとまっておりませんが、平成29年度実績では、総務省公表資料によりますと、県内市町村全体で寄附受入額 35 億 8,000 万円余に対し、住民税から控除された額が 4 億 1,600 万円余となっており、差し引き 31 億 6,400 万円余について寄附受入の超過となっております。

返礼品割合が3割に見直されたことに伴う影響についてでございますが、令和元年6月1日より新たな制度の運用が始まったばかりですので、現時点ではその影響についての見込みは困難でございます。

○**軽石義則委員長** よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** この際、執行部から（仮称）I L Cによる地域振興ビジョンについて発言を求められておりますので、これを許します。

○**植野 I L C 推進課長** （仮称）I L Cによる地域振興ビジョンについて御説明申し上げます。お手元の資料、（仮称）I L Cによる地域振興ビジョンの策定についてをごらん願います。

初めに、1、ビジョン策定の趣旨についてであります。今年度が初年度となります。いわて県民計画（2019～2028）の新しい時代を切り拓くプロジェクトにI L Cプロジェクトが掲げられておりますが、本ビジョンはそのI L Cプロジェクト推進のため、I L Cを契機としてI L Cの建設候補地である本県が、世界に開かれたイノベーションの拠点となり、

未来に向かって発展する地域となるための基本方向を明らかにするため策定しようとするものであります。

次に、2、ビジョンの位置づけについてであります。いわて県民計画、I L Cプロジェクトの目指す姿と推進の方向性を具体的に示すものとしております。

次に、3、ビジョンの概要についてであります。県民計画のI L Cプロジェクトに掲げる五つの政策の柱を中心に、I L Cの実現に向け、地域がどう変わるのかという目指す姿と、それぞれに対応した準備項目と現状、対応の方向性、取組項目とスケジュールについて取りまとめるものであります。

次に、資料を1枚おめくりいただき、A3判の別添資料、I L Cによる地域振興ビジョンの概要をごらんください。左下の黄色の部分、I L Cプロジェクト推進のための五つの柱から右側の目指す姿までがビジョンの全体フレームとなります。県民計画のI L Cプロジェクトでは、政策項目として、この五つ、国際研究都市の形成支援、イノベーションの創出、I L Cによるエコ社会の実現、海外研究者の受入れ環境の整備、交流人口拡大と地域の科学技術教育水準の向上を掲げており、それぞれについて一番右側の目指す姿と、それぞれに対応した準備項目と現状、対応の方向性を一覧にしております。

一つ目の国際研究都市の形成支援では、一番右側の、人、モノ、情報の世界との交流拠点いわてを目指す姿としております。そのための準備項目と現状といたしまして、現在まちづくりインフラに係る研究所周辺整備や物流ルート等の検討、研究人材育成に係るI L C推進モデル校などI L Cへの関心を高める活動の実施、地域の国際化に係る国際交流協会と協働して事業を行うなど連携を進めているところでありまして、その対応の方向性といたしまして、生活利便性や快適性等が確保された居住環境、コミュニティーの整備支援、I L C事業者と連携した建設に必要な法令手続の実施、研究者や高等教育機関と連携した戦略的な人材育成を掲げております。

他の政策項目も同様に、イノベーションの創出における産業・イノベーション拠点いわての取り組み、I L Cを活用したエコ社会実現における持続可能なエネルギーマネジメント地域いわての取り組み、海外研究者の受入れ環境の整備における外国人受入れと多文化共生の先進地域いわての取り組み、交流人口拡大と地域の科学技術教育水準の向上における世界最先端のサイエンスと食・観光・自然の魅力あふれる国際都市いわての取り組みなど、目指す姿の実現に向けて準備項目と現状の整理、対応の方向性について整理しております。

2ページ目には、I L Cによる地域振興の取組項目とスケジュールをお示ししております。これらは、対応の方向性をより具体化した、いわばT o D oリストとして、準備期4年、建設期9年、運用期と、フェーズごとに必要な取り組みを整理させていただいております。

3ページ目には、ただいま御説明申し上げましたビジョンの内容を図でまとめさせていただいております。御説明申し上げた五つの政策項目には、県民計画のほかの新しい時代を切り拓くプロジェクトとも関連性がそれぞれ深いことから、今後I L Cプロジェクトと

他の各プロジェクトとの連携により、全県的な取り組みを推進していきたいと考えております。

最後に、本ビジョンにつきましては、これから策定、取りまとめ等を行い、しかるべき時期に速やかに公表したいと考えております。

以上で（仮称）I L Cによる地域振興ビジョンの策定についての説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○**軽石義則委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○**飯澤匡委員** それでは、今説明のあったものをまずお伺いします。

五つの柱というのですけれども、どうもやはりまだ科学先端分野の切り口で動いているなという印象です。要は地域社会にとってどのような変革が実利として上がっていくかという想像を膨らませていくには、有史以来1次産業というのが、岩手は食料供給基地というふうにも言われてきました。この先も1次産業、今は6次産業化という形でいろいろな形態を模索しているところでもありますけれども、やはりそういう観点をしっかりと入れ込んでいく。地域産業といかに並行して科学技術分野を融合させて、岩手のあるべき姿というのをしっかりと捉えていくことが大事だと思います。

こうして見ると、図には農業とかと書いていますが、政策の柱立てとして1次産業とのいろいろなコラボレーションであったり、それから農産物について付加価値をつけていくかということも住民にとっては非常に大きな関心事だと思います。関係者の方々はCERNにも行って、メインキャンパスの周りは全て酪農地帯であり、言うなれば私たちの地域よりかなりのどかな景色で、地域の方々ともお話をしましたが、それなりにCERNの近くだということで付加価値がついているとも聞いてきました。

ここにグリーンI L Cと書いているのですが、これだけではちょっと、排熱利用だとか、そういうふうに関口がまだまだ狭いので、もう少し。恐らくイノベーションの創出の部分に入るのではないかと。いわゆる1次産業も一つのイノベーションとして捉える、そういう観点が必要かと思うのですが、今のところまだ案ですから、その点について岩手の産業、地域振興ビジョンですから、もう少ししっかりやっていただかないと岩手の特徴が出ないと思うのですが、見解を示してください。

○**植野I L C推進課長** ただいま地域振興ビジョンの中での1次産業とのコラボレーションでありますとか、あるいは地域への波及効果について御質問いただきました。I L Cと1次産業のかかわりにつきましては、今委員御質問でありましたようにグリーンI L Cの取り組みということで、林業サイドとの連携、木造化の研究でありますとか、I L Cから出た排熱等々の取り組みが共同研究として進められております。その中で今申し上げたI L Cの排熱につきましては、将来地域の施設型園芸の温室栽培等に活用できないかといったことも、現在共同研究を地元の大学、企業と連携して進めております。

それ以外に1次産業の連携につきましては、研究者家族の食事、買い物では、県産食材の購入に係る利便性の向上や情報発信もございまして、交流人口の拡大で研究者家族への体験型農業やグリーンツーリズムの紹介もあると思っております。



それから、海外研究者の食のニーズで、各地域の宗教、文化に対応した食事の提供というものがあまして、例えばイスラム教のハラールとか、ビーガンとか、ベジタリアンとか、そういったものや海外の方の嗜好に合った農畜産物、加工品の生産、販売などもこれから検討を進めていかなければならないと思っておりますし、昨年花巻農業高等学校がモデル校の取り組みの中で羊肉を使ったソーセージの開発などにも取り組んだ事例もございますので、こういった海外研究者向けの農業の取り組みも進めてまいりたいと思っております。

それから最後ですが、委員からお話のあったイノベーションの創出面での農業の波及効果といったところ、まだまだ研究が足りない部分でございますので、地域振興ビジョン、あるいは庁内の研究会等で、部局横断でこれから議論を深めてまいりたいと考えております。

**○飯澤匡委員** もう一つ、図なのですけれども、結構これというのは大事なのです。まだかなり粗いので、特に自動運転バスというふうに限定されたのは満足がいきません。まだまだ、ただあらゆる要素を入れたのだなというぐらいにしかならないので、これはもう少し吟味してください。皆さん方がつくったのは、情報公開の大きな対象の一つとなって、これだとなかなか想像力が湧かないです。もう少し研究して、想像力が湧くやつを描いてください。

いずれこれからプロジェクトについては前段の質問でも申し上げましたように、岩手のこれからの将来をどうするかということにも重要にかかわってくるので、この県南地区だけではなくて県北地区も食料の供給であったり、それから住居環境にしたって、つくば型ではなくて散在型、沖縄科学技術大学院大学のようなきゅっと集まったところではなくて、そういう小単位のを恐らく各地に散在させるような形というのを目指していると言いましたので、そこら辺をしっかりと書き込んでやるべきだと思います。この点については検討していただきたいので、所感を求めます。

**○植野 I L C 推進課長** ただいま地域振興ビジョンの全県的な検討等の取り組みでありますとか、地域振興ビジョンの図についていろいろと御意見をいただきました。今、委員から御意見ありましたように、まちづくりについてはさまざまな分野に波及効果がございます。今、委員の御質問にありましたつくば型ではない、地域と混在した国際研究都市、地域の方と交流して一緒に住んで、その地域に波及効果が生まれるようなまちづくりも今後議論してまいりたいと思っておりますし、そこには県北、あるいはグリーン I L C とか、木造とか林業とか、全県に波及効果を生み出すような I L C の取り組みも重要でございますので、そういった観点も取り入れながら取り組みを進めてまいりたいと思っております。

**○飯澤匡委員** 今回で最後なので、総括的な意味も含めて今日まで取り組んできたものを再点検させて質問させていただきたいと思っております。

一つは、I G R について、ようやく部門別の収支状況について公開に至りました。社長がかわって、それは大変いいことだと思います。今回も決算については黒字ですが、ただ中身を見ますと不動産の売却益をもって黒字としているわけですから、恒常的な収支につ

いてはまだまだ改善の余地があるし、それから線路の利用料についてもだんだん厳しくなるというのは目に見えているから、そこら辺の自立性といいますか、そこも含めしっかり立ってやっていかなければならないと思うのですが、今年度の決算の状況と今後の経営のあり方について県はどのように指導するのか、この1点についてだけ伺います。

○渡辺特命参事兼地域交通課長 IGRいわて銀河鉄道の決算と今後の取り組みでございます。まず、決算の状況でございますが、平成30年度の決算につきましては、営業収入が44億3,400万円、営業費用は45億3,100万円、営業損益は9,680万3,000円の赤字となっております。これに、先ほど委員からお話のありました災害公営住宅建設用地の売却益2億4,300万円ほどでございますが、これを含む特別利益3億3,630万円余を加えまして、当期損益はトータルで9,909万4,000円の黒字で、3期ぶりに黒字を計上したところでございます。

今後の状況でございますが、今年度の収支計画につきましては営業収入が45億9,600万円、営業費用は47億600万円を見込んでございまして、損失が1億1,000万円となりまして、当期損益においても1億300万円の赤字の計画となっております。

この赤字の要因といたしましては、旅客運輸収入が2,810万円余の減となる見込みである一方、欠員補充や定期昇給による人件費の増、レール、枕木を支える砕石の大規模交換、あるいは信号機器の取りかえ工事の大規模な修繕工事がございまして、こういった赤字の見込みとなっております。

この傾向が今後もIGRでは続くと見込んでおりまして、費用の平準化、工事の平準化、あるいは旅客運輸収入の確保というところで、できる限り赤字を減らしながら収支均衡に持っていくことにしておりますので、県といたしましても引き続きさまざまな支援をしながら、IGRが安定的な経営に、そして安全運行がなされるよう支援してまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 はっきり言って、前社長の負の遺産です。人材の育成だとか、それから計画的に今後備えておかなければならないという部分を全然やってこなかった。こんなの最初から言っていたはずで、そしてどんどん、どんどん、俺がいるうちは黒字だからばんばんやれというようなことで、部門別の収支についても情報を明らかにしなかった。県はそれを今まで擁護してきて、結果的にこういうふうな構造的には赤字体質になってしまったと。しっかり反省してやっていかなければならないと思います。

これはIGRだけではなくて、全ての第三セクターについても、何かそういう人事や勝手な解釈による経営体制が横行する可能性も今回の事例によって明らかになったので、県の監視体制、特にIGRについては県の出資割合が50%以上なのだから、責任を持ってやってくれないと困ります。今回の件は、本当に県民にとって失われた。前社長のことについては大いに反省してもらいたい。この間、余り耳にもしたくない事案が2件、3件ほどあったこともしっかり刻んで前に進めていただきたいと思います。

2点目は、三陸防災復興プロジェクト2019について、これも一般質問等でオープニングセレモニーの動向や今後の展開方策について質問がありましたが、私のほうに県職員と

思われる方から投書がありました。人員を集めるに至っては大変苦勞して、県庁内のイントラネットにおいて何課には何人を動員してくださいというような状況で、これが真実であれば、県として本末転倒ではないかと思えます。そういう状況があったのかどうか、その点についてまずお伺いします。

○酒井総括プロジェクト推進監 県職員のシンポジウム等への参加についてでございますけれども、委員御指摘のとおり、庁内のイントラネットの中で、業務上の知見を深めるために自主的な参加を求めているものではございますけれども、実行委員会ですとか事務局から動員を要請しているものではないことは御理解をいただきたいと思えます。

○飯澤匡委員 参加した人数、オープニングセレモニーの一般参加者は170名、実行委員会、構成員や協賛企業関係者は150名、それからただいま御紹介のあった関心を持つ職員が、今も答弁あったけれども、100名程度参加している。はっきり言って400名のうち25%は県職員なのです。これは、三陸防災復興プロジェクト2019が行う趣旨に照らして、本当にこれでよかったのかどうか。ここでは、本当に関心があったかどうかなんていうのは聞かないです。いずれそこに掲示をしたということは、ほぼ言わずもがなのような雰囲気があったと思料します。ただ、結果として25%が県職員だったということが、果たしてこのオープニングセレモニーにとって正しかったのか、この評価についてはいかがですか。

○酒井総括プロジェクト推進監 まず、1回目のオープニングセレモニー、またその後引き続きましたシンポジウムにつきましては、国内外に防災の観点での情報発信するのが主な目的というところもございますけれども、そういった点でまず結果につきましては多数の報道もございましたし、県外に向けてもウェブ、新聞等においても記事が配信をされていることで、特にもオープニングセレモニー等につきましては、参加いただきました国連ですとか米国を通じました発信も今後期待されるところでございますので、今回情報発信という面では一定の効果があったものと考えております。

○飯澤匡委員 そんなこと聞いてないです。だから、25%は県職員が動員されて、結果として、あなた方は成功だったと言えるのかということを知っているのです。

○酒井総括プロジェクト推進監 確かに委員御指摘のとおり、シンポジウムにつきましては400名の参加者のうち100名程度と把握しているところでございますけれども、オープニングセレモニー等を考えますと700名の御参加もいただいていることで、400名のうち100名だったことに関しまして我々として何か評価ということについて、あくまでも自主的に参加いただいたものと認識をしているところであります。

○飯澤匡委員 県職員と思われる方は、そうは捉えていないわけです。そこが問題なのです。

では、お伺いしますけれども、まさかこの出席については県の旅費規程に従って、課で面倒見るとか、まさかそんなことがあったら大変なことですけども、それはどうなっているのですか。

○酒井総括プロジェクト推進監 この100名の方々につきましては、どういった形で参加しているかというところまでは我々のほうで把握しているわけではございませんけれども、

それぞれの所属において、この参加について業務の一環だと判断する場合におきましては、場合によっては旅費を支給することもあったかとは承知しております。

○飯澤匡委員 業務の一環であると思われたときは支給するということですね。このイントラネットの発信元はどこですか。どこがどういうふうにして、その支給を判断するのですか。

○酒井総括プロジェクト推進監 例えばオープニングセレモニー、あとあわせて行います1回目のシンポジウムにつきましては、こちらの三陸防災復興プロジェクト2019推進室が中心となって開催をするということで、庁内職員向けの掲示につきましては、御案内につきましては三陸防災復興プロジェクト2019推進室で行ったところではございます。ただ、それぞれの参加に当たってどういう形で参加をするかに関しましては、それぞれの職員が所属している所属長の判断と考えております。

○飯澤匡委員 それでは、何で課ごとの割り当て人数みたいな、具体的に何名とか、そういうような表示をしたのですか、何のためにしたのですか。自主的なのということだったら、あなた方が言っていることと矛盾するのではないですか。

○酒井総括プロジェクト推進監 オープニングセレモニー及び第1回シンポジウムにつきまして、スタッフという形で参加いただく部分に関しましては、何人ぐらい出してほしいという形での事務上の要請はしておりますけれども、いわゆる一般参加による動員という形での人数の割り当てといったものに関しましては行ったことはございませんので、御理解をいただきたいと思います。

○小野寺三陸防災復興プロジェクト2019推進室長 若干補足させていただきたいと思います。

事実関係を整理させていただきたいのですけれども、我々としてイントラネットに載せた案内文書は、こういったオープニングセレモニーとシンポジウムがありますので、参加を御希望される場合は何日までにお申し込みくださいといったような文章でございます。どこの課に何人ということは決して行っておりません。それで、我々として公務として参加してほしいという依頼は行っておりませんので、私用で参加された方もいるでしょうし、あとは所属長の判断で、これはやはり業務にとって大変有意義だという判断になれば公務として参加する場合もあるということで、そこは所属長の判断になろうかと思っております。

○飯澤匡委員 いずれかなりこの件については、県職員についても非常に負担感を持ってやっていることは伝えておきます。今後いろいろ各地でイベントがあります。一般質問でも紹介されましたけれども、どうも地元の自治体との三陸防災復興プロジェクト2019の組み立てといいますか、共同でやるという意識が随分希薄になっているのではないかと、そういうような事例も東日本大震災津波復興特別委員会等でやりとりもあったと聞いています。

そもそも私は5億円弱を使って、今やる意義があるのかと当初からこれは賛成はしたけれども、実際このような形で本当に内外の方々に発信するために投入したと。これは県の真水の税金ですから、それが効果が出たのかというのはしっかり検証することが必要だと

思っています。今回やりとりの中で今後どうするか聞いても、一生懸命やるとしか答えないでしょうから、これくらいにしておきますけれども、この検証の仕方、ただ単に先ほど酒井総括プロジェクト推進監が答弁されたように、自分たちのお手盛りで効果があったとか、なかったとかという、こんな検証の仕方では困るわけです。やはり第三者的にしっかりとした、県の単独予算としてどういう効果が上がったのかという検証をして、県民に対して説明する責任があると思いますが、今後、政策地域部ではどういう検証をするのかお伺いします。

○小野副部長兼政策推進室長 三陸防災復興プロジェクト 2019 のさまざまな事業が現在推進、取り組まれている最中ですが、いずれ全て完了いたしまして、それがどのような効果、三陸の復興に対して効果があったのかということにつきましては、しっかりと取りまとめてまいります。

当然、1点といたしまして、どれだけの参加者、県内、県外から一般の方々が来ていただいたのかといったこともございます。それに加えて、参加することによって、その参加した方々の意識がどういうふうに変わっていったのかということもあるかと思えます。こういう点につきましては、参加者に対するアンケート等によって、そういった気づき、一つ一つ定性的ではありますがありますけれども、押さえてまいりたいと思えます。

また、もう一点、昨年度2月の議会の中でもおおむねの数といったことでお話をさせていただきましたが、地域に対する経済的な波及効果がどうだったのかということについても今後検証をしてまいりたいと思えます。これにつきましては、参加者の数、それから地域にどのような形で効果があるのか。これは、ある程度前提を置いての波及効果の計算になるかとは思いますが、こうした点についてもあわせて経済的な効果ということで検証してまいりたいと思えます。

さらに、防災といった観点あるいは復興の取り組み、これを広めていくといった観点、こういったところについてもあわせて検証していく必要があるかと思えます。今幾つか例で申し上げましたけれども、定量それから定性合わせてしっかりと検証して、これを来年度以降どのように継続していくのかという結論を出してまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 この件については最後にしますが、いずれ宮古の復興局でもかなりの残業を強いられて、非常に負担感が強いと。沿岸の職員が本来やるべき姿というのは、まだ復興途上にあるわけですから、このような、はっきり言ってイベントですよ、イベントの仕掛けのために、かなりの苦勞をされていることは、私は非常に胸が苦しい思いをするわけです。これは結果として、お手盛りではなくて、自己満足ではなくて県単独の予算として、5億円は非常に大きいものだと思います。200万円くらいの課の予算でも何とかできるのかという瀬戸際の中でみんな政策をやっているという話もよく聞きますから、その中でイベントが本当に効果があったのかということはしっかりと検証すべきだと思うので、それはしっかりやってください。

それから三つ目、最後になりますけれども、県庁内においてパワーハラスメント、モラルハラスメントがどのような状況か、皆さん方が把握されているのか、それをお聞きした

いと思います。

○佐藤人事課総括課長 県庁内のハラスメントの対策という部分でお答え申し上げます。

ハラスメントの対策につきましては、これまで県としまして例えばセクシャルハラスメントの関係であれば基本方針を作成する。あるいはパワーハラスメントにつきましては、方針の留意点等を盛り込んだ通知等を発出することによって取り組んでまいりました。こういった方針等におきましては、やはりハラスメントについての正しい理解をしていただくことと、お互いの人格を尊重して良好な職場環境を形成していくといったところを定めておりますし、またハラスメントに関する相談、苦情に対応するための相談窓口というものも設置しているところでございます。

こういったハラスメントに関する相談につきまして、例えば昨年度の状況で申し上げますと、知事部局で今申し上げました相談窓口への相談はございませんでしたけれども、もう一つ人事委員会で職員からの苦情相談の対応を行っているところでございまして、こちらへの苦情相談という点で、昨年度4件のハラスメントに関する相談があったことは承知をしているところでございます。

○飯澤匡委員 担当課長以上の被害といいますか、そういうのはどのように、あったのかなかったのか。これはなかなか難しい問題ですけれども、ある程度役職がつくとなかなかそうも言えない、それは私も組織を持っている人間ですから、よくわかりますけれども、その状況をどのように把握していますか。

○佐藤人事課総括課長 先ほど人事委員会に苦情相談があった件数、4件と申し上げましたけれども、これは知事部局の部分ということでお答え申し上げましたが、こちらについて当局で把握している範囲としましては、担当課長以上の職員はなかったと承知をしているところでございます。

○飯澤匡委員 では、ちょっと質問を変えます。政策推進に当たっては、各部が、特に昨年は長期計画の策定があったものですから、責任を持って進めていく必要があるのですが、総務部長にお伺いしますけれども、部局ごとの序列とか、そういうのは県庁内に存在するわけですか。

○八重樫総務部長 部局ごとの序列は、そういうものはあるものではありません。昨年度の計画策定において、政策地域部で県民計画の取りまとめをしておりますので、そういった中で担当している部局から各部に対してさまざまな指示であるとか、取りまとめに際してのアドバイス等々、そういうことはもちろんございますし、予算の取りまとめであれば、総務部で各部に対して同じような照会であるとか取りまとめをしております。

○飯澤匡委員 どうも秘書広報室が大分力を最近つけてきて、いわゆる政策推進に当たっては取りまとめ的な役目を担っていると。ついては、他の部局に対して非常に強力な指令を与えていると聞いております。その中で、余り期待に応えないような部局については非常に卑下的な表現をするというふうに私のほうに手紙が来ています。果たしてこれでもいいのか、ただこれは裏をとっていないから、どうかわかりません。ただ、そういう事実が県職員からあるということは、なかなか県庁内にも事実として薄々わかっているも前に進め

ないのではないかというような思いを私はしているわけです。

大きな組織ですから、ある一定程度の方向性を導くには、どこかの課が、どこかの部が中心となってやらなければならないのは、これは理解しますが、その中にパワーハラスメントだとかモラルハラスメントだとか、そういうものが介在していたら、とんでもないことだと思っているわけです。これは警鐘にとどめておきますが、今のトップマネジメントを支える秘書広報室が設立をされて、どうもそれを金看板にしながら県行政を操作といいますか、そういう実態があるのかどうか、その意識があるのかどうか、どういう業務体制を持ってやっているのか、その実態を秘書広報室長にお聞きします。

○高橋秘書広報室長 どういった業務の実態ということでありませけれども、県政推進に当たりまして各施策の推進を行う部局と知事、副知事との緊密なコミュニケーションが図られて、活発に政策の議論をされるといった中で、秘書広報室においてはそういったところのパイプ役のような形になり、いろいろ協議等に陪席しまして、その前後において知事、副知事の指示なり意向なりを部局に伝えるとか、あるいは部局の意向を副知事等とお話をしてといったような、協議の橋渡しをする局面もあるわけですが、そういったところで私どもも庁内外いろいろ調査もしますし、また関連部局の動向なども結びつけて、より有効な政策になるような形で努めているところでございます。

○飯澤匡委員 知事の定例記者会見の準備、かなり厚い資料を用意したりして、要は生産性のない仕事が随分たまっているのではないかと、今県庁内には。それは、やはり秘書広報室なり総務部がしっかりマネジメントして、県庁内の機構を、すっきり仕事ができる体制にするという、自分たちの機構改革の意識づけについては、自分たちの組織は自分たちでしっかり頑張ってやるのだという思いを持ってやらないと、僕は1回部長にも指摘をしたことがあったけれども、残業はいつまでたっても減っていかないわけです。私のところにそういう悲痛な手紙が来るというのも、はっきり言ってもう末期的な症状である、こういう声が多くわれないというのが現在の県庁の状況ではないかと思うわけです。でなければ、助けてくださいなんて来ませんよ。裏をとっていないから、ここでは具体例は避けま。裏をとったらやるけれども、今回は時間がなかったし、なかなかそこまで至らなかったの、この程度にしておきます。ただ、こういう事案が既に意識として県庁の職員の中にあるということ、ここにいる方々はしっかり意識をしてやってもらわないと困るわけですが、これはやっぱり総務部長に、最後、その点をどのように考えてこれから進めようとするのかお伺いします。

○八重樫総務部長 県政の推進に当たりまして、まさに各部局がさまざま担当しているわけですが、そこの県の職員が効率性のある仕事ができるというようなところで、各部局長もそうですし、そういった意図であるとか指示を伝達する際に、しっかりとそれが職員にも伝わって、まさに今、委員から御指摘のあった非効率な仕事、組織的にもそういった全庁的な政策形成の推進がしっかりとできるような組織体制、あるいは職員の業務のあり方といったものをしっかりと総務部としても検討しながら進めていきたいと考えております。

○**軽石義則委員長** 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**軽石義則委員長** 再開します。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** ほかになければ、これをもって本日の審査を終わります。

当総務委員会は、本日が今任期最後の委員会となりますので、この際一言御挨拶を申し上げます。

当委員会は、去る平成29年10月に委員9名で発足し以来、委員各位におかれましてはこれまでの2年間にわたり、当委員会の所管事項につきまして終始熱心に真剣な御論議をいただき、まことにありがとうございました。

当職といたしましては、これら委員会における議案等の審査、所管事務の調査などを通じまして、二代表制の一翼を担う議会の役割を果たすとともに、県政の発展にいささかなりとも貢献することができたものと考えているところであります。

また、委員会の運営に当たりましては、川村副委員長を初め、委員各位及び執行部各位の御協力、御支援によりまして、委員長の職責を果たすことができましたことに対し、深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

終わりに、来るべき選挙に立候補を予定されます各位には、見事当選の栄を得られ、再び県議会議員として、さらなる県勢発展のために御活躍されますことを御祈念申し上げ、挨拶といたします。まことにありがとうございます。(拍手)

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。